

(参考)

公的森林整備推進事業

1 趣 旨

近年、林業収益性の低下、不在村者所有森林の増加、林業労働力の減少・高齢化、林業収入依存度の低下等により森林所有者の経営意欲が減退し、森林の管理水準が低下している。このような中、水資源のかん養、国土の保全等の森林の有する多面的機能に対する増大する国民の要請に、適切に応えられなくなることが懸念されている。

このため、多面的機能の維持増進を図るために適切な森林整備を行わなければならないにもかかわらず、適切な管理が行われていない森林のうち、水土保全機能の発揮を重視する森林（水土保全林）について、森林整備法人等が、分収方式、同方式解除後の森林施業、市町村のあっせんの下に森林所有者からの施業・経営の受託により行う森林施業をこれに必要な路網整備と併せて積極的に推進することとする。

2 事 業 内 容

(1) 森林整備等

- ①育成単層林整備 (人工造林、下刈、除・間伐、作業路開設 等)
- ②育成複層林整備 (受光伐、人工林整理伐、樹下植栽、下刈、除・間伐、作業路開設等)
- ③機能増進保育 (抜き伐り等、作業路開設)
- ④特定間伐 (間伐等、作業路開設)
- ⑤長期育成循環整備 (誘導伐、樹下植栽等、下刈、除・間伐、作業路開設 等)
- ⑥付帯施設等整備 (林内作業場、林床保全整備、鳥獣害防止施設等整備 等)

(2) 林道整備

- ①森林管理道開設
- ②森林施業道開設
- ③作業道との接続路の設置

3 事 業 主 体

- (1) 森林整備等：都道府県、市町村、森林整備法人等
- (2) 林道整備：都道府県、市町村、森林組合等

4 補 助 率

- (1) 森林整備等：3／10 (都道府県 2／10)
- (2) 林道整備：基本補助率 45／100

5 科 目

- (項) 森林環境保全整備事業費
- (目) 森林環境保全整備事業費補助
- (目細) 育成林整備事業費補助

6 平成21年度概算決定額

5,750百万円

【林野庁森林整備部整備課】

条件不利森林公的整備緊急特別対策事業（新規）

（森林整備の推進）

＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞

【平成21年度概算決定額 7,500,000(0)千円】

事業のポイント

森林の立地等条件が不利な森林を対象に、地域の実情を踏まえた創意工夫を凝らしてモデル的に間伐を実施する取組みに対し、定額助成方式の支援を行い、地域の森林整備を推進します。

（条件不利森林対策の背景等）

- ・京都議定書の森林吸収目標の達成に向け、平成24年度までに年55万haの間伐を実施することが必要です。
- ・しかし、林業の採算性の低下、森林所有者の施業意欲の低下等の中で、とりわけ林道が整備されていない奥地に存在する森林等、条件が劣る森林において森林整備が遅れています。

政策目標

条件不利森林の公的主体による効率的な整備手法の確立

＜内容＞

条件不利森林対策のモデル的な取組の推進

森林の立地等条件不利で長期間整備が行われていない森林を対象に、公的主体がモデル的に、間伐、作業路網の整備、森林所有者の確認・同意の取り付け等を実施する際に、1ha当たり平均25万円の定額助成を行います。

＜交付率＞

定額

＜事業実施主体＞

市町村が作成する特定間伐等促進計画の実施主体

（都道府県、市町村、森林組合、森林整備法人等）

＜事業実施期間＞

平成21年度～24年度（4年間）

[担当課：林野庁整備課]

未整備森林緊急公的整備導入モデル事業

(森林整備の推進)

<森林・林業・木材産業づくり交付金>

【平成20年度補正予算額 2,500,000 千円】

事業のポイント

森林所有者による自主的整備が進まず放置されている森林を「美しい森林」へ誘導するため、所有者に代わって整備を行う実施主体の負担軽減の手法を地域の実情に応じて構築するためのモデル的な取組を推進します。

(未整備森林対策の背景等)

- ・ 木材価格の低迷等から間伐等が行われず整備遅れとなっている森林が顕在化。今後、台風等の来襲を受ければ、風倒被害等が発生するおそれ
- ・ しかし、このような森林の所有者は自己負担して整備を実施する意欲が減退
- ・ このため、所有者に代わって都道府県等の実施主体が間伐等の施業を実施するとともに、伐採木の処分を実施主体に委ねるなど実施主体の負担を軽減する手法を検討することが必要

政策目標

未整備森林における低コストで効率的な整備手法の確立

＜内容＞

未整備森林対策のモデル的な取組の推進

森林所有者による自主的な整備が進まずに放置され脆弱かつ不安定な状況となっている森林等を対象に、当該森林を適切な状態に保つために必要な間伐等の施業を実施します。

このような取組に着手する上で必要な当該森林所有者の確認・同意の取り付け等の条件整備も実施します。

＜交付率＞

定額

＜事業実施主体＞

都道府県、市町村、森林整備法人等

＜事業実施期間＞

平成20年度

[担当課：林野庁整備課]

路網整備地域連携モデル事業
(森林整備の推進)
<森林・林業・木材産業づくり交付金>

【平成20年度補正追加額 5,797,000 千円】

事業のポイント

間伐等の森林施業の主たる担い手である森林組合等と路網整備に必要な人的資源や装備を持つ建設事業者との連携に向けたモデル的な取組を推進します。

(背景等)

- ・ 近年の公共土木工事の減少に加え、経済情勢が急速に悪化する中で、中小の建設事業者の経営環境は厳しい状況にあり、山村地域における雇用機会の創出が課題
- ・ 持続可能な山村地域経済の活性化を図るために、林内路網の整備により、成熟する森林資源を循環的に利用していくことが重要

政策目標

建設事業者の能力を活かした路網整備の推進

<内容>

以下の（1）及び（2）を併せて実施した上で、共同事業体による事業実施など建設事業者と森林組合等との連携の具体的な内容やその効果などを林野庁長官に報告して頂きます。

（1）基幹作業道の整備

原則として林道規程に定める自動車道3級に準じた基幹作業道の整備

（2）関連条件整備

対象森林の調査、森林所有者の同意の取り付けなどの条件整備

<交付率>

定額

<事業実施主体>

都道府県、市町村、森林組合、森林整備法人、林業公社等

<事業実施期間>

平成20年度

[担当課：林野庁整備課]

「美しい森林」共同整備特別対策事業（継続）

【平成21年度概算決定額 300,000(700,000)千円】

対策のポイント

通常伐期による皆伐から間伐等を繰り返す非皆伐施業への転換を推進するため、分収林契約を行っている森林などを対象に関係者が連携して、契約変更や協定締結等を進めます。

- ・ 戦後造成された人工林が高齢級化しており、特に、分収林契約により整備され、伐期を迎える森林が今後急増しますが、収入不足等から皆伐跡地の再造林が行われないおそれがあります。
- ・ このため、通常伐期を目標に施業をしている分収林や一般の森林所有者の森林を対象に、企業等との連携を図りつつ、皆伐から非皆伐への転換を推進するものです。

政策目標

契約変更等により、分収林の8割において非皆伐施業を推進

<内容>

- ① 長期・非皆伐施業への契約変更又は協定締結に向けた協議を行うなどの条件整備
- ② 地方自治体等や森林所有者との協定に基づき、企業等が行う森づくり活動への支援をおこなうものです。

<補助率>

1／2

<事業実施主体>

都道府県協議会

<事業実施期間>

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁整備課]

利用間伐推進資金について

1. 趣 旨

戦後造成した人工林が成熟しつつある中、国産材利用を通じた適切な森林整備が必要となっており、特に間伐については、平成19年からの6年間で330万haの実施を目指しているところである。一方、国際的に木材需給が逼迫しており、国産材需要の高まりに適切に対応するためには、原料となる木材（丸太）の安定供給が不可欠となっている。

このため、特に推進することが求められている利用間伐に誘導するため必要な資金を創設する。

2. 貸付金の用途

利用間伐に係る計画に基づいて事業を実施するために必要な資金であって、以下に掲げるもの。ただし、（1）及び（2）の資金と併せて貸し付ける場合に限る。

- （1）利用間伐に必要な資金、作業道の作設に必要な資金、素材の生産に必要な機械等に必要な資金 等
- （2）公庫が融通する資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払いに必要な資金

3. 貸付けの相手方

利用間伐に係る計画に基づく利用間伐量の5年間で概ね20%以上の増加の達成が確実と見込まれること、長期収支計画が黒字であること等一定の要件を満たした林業を営む個人、法人、林業公社等

4. 利 率（平成20年12月18日現在の利率）

1.70%

5. 償還期限（据置期間）

20年（20年）

6. 貸付金額の最高限度

負担額

ただし、負債の円滑な支払いに必要な資金については、各年において支払われるべき償還元金の支払金の合計額の90%に相当する額

森林整備活性化資金の活用による森林の整備
〔(独)農林漁業信用基金出資金(拡充)
森林整備活性化資金利子補給金(継続)〕

【平成21年度概算決定額】

独立行政法人農林漁業信用基金出資金

1,100,000(500,000)千円

森林整備活性化資金利子補給金

201,209(198,289)千円

事業のポイント

無利子の森林整備活性化資金と有利子の日本政策金融公庫資金を併せて貸し付けることによって、林業者の金利負担の軽減を図り、施業規模を集積した森林整備を進めます。

- ・森林整備活性化資金は、償還期限30年、据置期間20年の無利子資金。
- ・森林施業規模を集積して行う造林等の事業が対象。

政策目標

施業規模を集積して造林等の事業を実施する林業者の金利負担を軽減し、6年間で330万haの間伐の実施に資するとともに、多様な森林づくりを進めます。

<内容>

○ 無利子の森林整備活性化資金の貸付けによる林業者への支援

森林整備活性化資金の原資を日本政策金融公庫に寄託する独立行政法人農林漁業信用基金に対し、寄託原資の一部を出資するとともに、寄託原資として民間金融機関から借り入れた資金に対する利子補給を行うことによって、日本政策金融公庫が林業者に対して無利子の森林整備活性化資金の貸付けを行うことができるようになります。

この無利子の森林整備活性化資金を有利子の日本政策金融公庫資金と併せて貸し付けることにより、林業者の金利負担が軽減されます。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

独立行政法人農林漁業信用基金

<事業実施期間>

- ・独立行政法人農林漁業信用基金出資金 平成20年度～
- ・森林整備活性化資金利子補給金 平成15年度～

[担当課：林野庁企画課]

森林整備活性化資金の概要

1 趣旨

林業をめぐる情勢が厳しさを増し、必要な整備が行われない森林が増加している状況に対処して、地域全体で森林の適切な管理や森林資源の持続的利用を推進するため、安定的・効率的に施業・経営を実施できる者に焦点を当て、その育成を図ることとしている。

このため、林業経営基盤強化法に基づく林業経営改善計画の認定を受けた林業経営体が実施する事業に必要な資金の金利負担の軽減を図るために、有利子の公庫資金と併せて無利子の本資金の貸付けを行う。

2 資金の内容

(1) 貸付対象者

林業経営改善計画の認定を受けた者のうち、一定規模（概ね 500ha）以上の森林施業規模を集積した者

(2) 貸付金の用途

林業基盤整備資金（造林）又は林業基盤整備資金（利用間伐推進）のうち利用間伐に必要な資金との併用貸し

(3) 償還期限（うち据置期間）

30年（20年）以内

(4) 貸付金額の最高限度

貸付けを受ける者が負担する額の 2/7、1/2、3/5

3 仕組図

